

青森県報

第三千二百五十四号

平成二十二年
六月二十五日
(金曜日)

目次

規 則

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則…… (林 政 課) …… 一

告 示

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による公聴会の開催…… (自然保護課) …… 一

道路の指定…… (建築住宅課) …… 二

公 告

平成二十一年度の行政文書の開示の状況の公表…… (総務学事課) …… 二

平成二十一年度の青森県個人情報保護条例の運用状況の公表…… (同) …… 三

規 則

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

青森県林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則

青森県林道事業補助金交付規則(昭和三十六年八月青森県規則第八十号)の一部を

次のように改正する。

第三条第一項の表農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業の項を削り、同表に次のように加える。

山のみち地域づくり事業 七・一割以内

第一号様式の注の1中「農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業(幹線林道、その他の林道)」を「山のみち地域づくり事業」に改める。

第二号様式の注の1中「農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業」を「山のみち地域づくり事業」に改める。

第四号様式の注の1中「農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業及びフォレスト・コミュニケーション総合整備事業」を「フォレスト・コミュニケーション総合整備事業及び山のみち地域づくり事業」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県林道事業補助金交付規則第三条第一項、第一号様式、第二号様式及び第四号様式の規定は、平成二十二年分分の補助金から適用する。

2 平成二十二年分分の山のみち地域づくり事業に係る補助金についての青森県林道事業補助金交付規則第四条第一項の規定の適用については、同項中「前年度九月末日」とあるのは、「知事が定める日」とする。

告 示

青森県告示第四百二十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第六項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和三十四年四月青森県規則第三十八号)第六条第一項の規定により公示する。

平成二十二年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 日時及び場所

- 1 日時
平成二十二年七月二十三日(金) 午後一時三十分
- 2 場所
むつ市中央一丁目一の八

むつ合同庁舎旧館二階中会議室

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

恐山鳥獣保護区恐山特別保護地区の指定について

青森県告示第四百二十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年十二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
五所川原市字上平井町一〇七の六から五所川原市字上平井町一〇七の一まで	六一・四〇メートル	〇・〇〇メートルから五・〇〇メートルまで	平成三・六・二四
五所川原市字旭町六の二四から五所川原市字旭町六の二四まで	三三・〇〇メートル	二・六〇メートルから四・四〇メートルまで	"
五所川原市字大町二二三の一から五所川原市字大町二二六の八まで	六五・四〇メートル	二・四〇メートルから五・二〇メートルまで	"
五所川原市字大町一三の二地先から五所川原市字大町七の二まで	八二・二〇メートル	〇・〇〇メートルから六・二〇メートルまで	"

五所川原市字大町三三の一から五所川原市字大町三三の一まで

三一・二〇メートル

〇・〇〇メートルから二・四〇メートルまで

"

五所川原市字大町二二の一から五所川原市字大町七の二まで

六七・〇〇メートル

〇・〇〇メートルから三・四〇メートルまで

"

五所川原市字旭町六の二四から五所川原市字旭町六の二四まで

四・六〇メートル

〇・八〇メートルから三・二〇メートルまで

"

五所川原市字大町二六の八から五所川原市字大町一六の五まで

一四・八〇メートル

一・二〇メートルから五・六〇メートルまで

"

公 告

平成二十一年度の行政文書の開示の状況の公表

青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第二十条の規定により、平成二十一年度の行政文書の開示の状況を次のとおり公表する。

平成二十二年六月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

1 行政文書の開示請求の状況

実施機関	件数	処 理 の 状 況 (件)					
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ	
知事	1,511 (8)	1,324 (6)	152 (2)	11	0	23	2
病院事業管理者	2	0	2	0	0	0	0
議会	7	0	7	0	0	0	0
教育委員会	28	20	4	4	0	0	0

選挙管理委員会	13	4	8	0	0	0	1	0
監査委員	1	1	0	0	0	0	0	0
労働委員会	1	1	0	0	0	0	0	0
収用委員会	1	1	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	2	2	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	0
警察本部長	22 (1)	5	13 (1)	7	0	0	0	0
公立学校(青森県立保健大学)	1	0	1	0	0	0	0	0
計	1,590 (9)	1,359 (6)	187 (3)	22	0	24	2	2

注1 () 内の数値は、前年度末に検討中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

- 2 不開示の計22件中、開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とするものは20件である。
- 3 1件の開示請求に対して複数の開示決定等をしたものがあるため、件数と処理の状況の合計とは一致しない。

2 行政文書の開示決定等についての不服申立ての状況

(1) 件数及び処理の状況

件数	処理の状況(件)				
	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ
9 (6)	1	0 (4)	2	0	0
					6 (2)

注 () 内の数値は、前年度末に審理中であったものに係る件数であり、いずれも外数である。

- (2) 不服申立てがあった日から青森県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した日までの期間が90日を超えた事案
不服申立てがあった日から審査会に諮問した日までの期間が90日を超えた事案

は、なかった。

- (3) 審査会からの答申書の配付があった日から判決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案
審査会からの答申書の配付があった日から判決又は決定を行った日までの期間が60日を超えた事案は、なかった。

平成二十一年の選挙員個人情報保護条例の運用状況の公表

選挙員個人情報保護条例(平成十年十一月青森県条例第五十七号)第四十九条の規定により、平成二十一年の選挙員個人情報の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十二年六月二十日

青森県知事 川 塚 伸 博

1 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

- (1) 開示請求の件数及び開示等の処理の状況
- イ 書面による開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)				
		開示	一部開示	不開示	却下	取下げ
知事	32	24	5	1	0	2
教育委員会	2	1	1	0	0	0
警察本部長	6	2	2	1	0	1
計	40	27	8	2	0	2

注 不開示の計2件中、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由とするものは2件である。

ロ 口頭による開示請求の件数

実施機関	件数
知事	70

病院事業管理者	10
教育委員会	12,155
人事委員会	147
警察本部長	71
公立大学法人青森県立保健大学	177
計	12,630

(2) 訂正請求の件数及び訂正等の処理の状況

実施機関	件数	処理の状況(件)					
		訂正	一部訂正	不訂正	却下	取下げ	検討中
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0	0

(3) 利用停止請求の件数及び利用停止等の処理の状況

利用停止請求は、なかった。

(4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての処理の状況

区分	件数	処理の状況(件)					
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審理中
開示決定等に係るもの	2	0	1	0	0	0	1
訂正決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0
利用停止決定等に係るもの	0	0	0	0	0	0	0

(5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況

苦情の申出は、なかった。

2 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

(1) 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

件数	処理の状況(件)	
	処理済	検討中
24	24	0

(2) 事業者に対する勧告の件数

事業者に対する勧告は、なかった。

(3) 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数

事業者に対する説明及び資料の提出の要求は、なかった。

(4) 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

事業者が勧告に従わなかった旨等の公表は、なかった。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県青森市	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七十七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二百十五円一銭
-------------------------------------	---	------------------------------